

建学の理念

- 1) 人間性豊かな医師並びに医学者の育成
- 2) 能力の啓発に重点を置く教育方針
- 3) 地域社会の医療センターとしての役割の遂行
- 4) 国際的交流に基づく医学研究

教育目標

建学の精神に則り、患者およびその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される医師を育成することを基本理念として、次の教育目標を掲げる。

- 1) 教育とは「学生本人の力をひき出し、育む」ことが本意であり、医学を修得するのは学生自身であることを十分認識させ、主体的な学習能力を養う
- 2) 医師であると同時に、社会人として心身ともに健康でバランスのとれた人格形成を目指す
- 3) 患者の権利と生命の尊厳とを尊重し、医の倫理に則り、思いやりのある医療を実践できる医師としての人格を養う。
- 4) 患者の身体的・精神的・社会的側面を理解して、問題点を整理し解決する能力を養う
- 5) 地域社会における保健・衛生および福祉の向上に独自の計画が立てられる能力と責任感を養う
- 6) 国際的医療情報の収集およびそれを解析する能力を養う

到達目標

本学の学生は、卒業時までに、次に掲げる項目について十分な能力を備えなければならない。

基本的知識として理解すべきもの

- 1) 人間の心身の正常な発育、構造および機能とその異常
- 2) 主要な疾患の病因、病理、診断および治療に関する知識
- 3) 医療の社会的側面や疾病の予防、リハビリテーション、患者のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）に関する知識
- 4) 国際的視野からの幅広い医学・医療情報

基本的態度として身につけるもの

- 1) 能動的な学習態度に基づいて、生涯にわたり自己啓発のできる能力
- 2) ヒューマニズムに徹して、医学・医療・保健の向上に取り組む姿勢
- 3) 良好な医師－患者関係を構築し、患者の問題の解決を図る習慣
- 4) 医師としての社会的責任を自覚すると共に、自己の能力の限界を認識して、謙虚に専門家の助言を受け入れる態度
- 5) チーム医療の一員として協調性を重んじ、あわせて指導的態度の取れる心構え

基本的技術として修得するもの

- 1) 基本的な診療技術を修得すると共に、正常と異常とを判断できる能力
- 2) 問題点を総合的に判断して、その解決を図る能力
- 3) 医療面接および診察により情報を得て、正確な診断と病態を把握し、それを患者およびその家族に十分説明できる能力
- 4) 緊急状態の診断と応急処置を実施できる能力
- 5) 医学的研究に必要な基本的技能

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

ディプロマ・ポリシーに示された学修成果（アウトカム）を学生が達成することを目的として、本学では以下のポリシーに基づくカリキュラムを構築し、実践しています。

- ① 学生が正しい医学知識を系統的に身に付けられるよう、臨床実習前教育の主要必修科目については、最新のモデル・コア・カリキュラムに準拠して編成した講義と実習により行う。（Ⅰ）
- ② 正しい診療技能や医療安全への配慮などを実践できる医師を養成するため、参加型臨床実習を充実させる。（Ⅱ）
- ③ 医師に求められる良識、倫理観や教養などを学生が身に付けられるよう、人間形成に資する学修機会を低学年から高学年まで設けるくさび形カリキュラムを編成する。（Ⅲ-1, Ⅶ）
- ④ 学生の内発的モチベーションや能動的学修能力、コミュニケーション能力、協調性を育むため、ICT活用教育などを含むアクティブ・ラーニングを主軸とした教育方法を通じて学修を展開する。（Ⅲ-2, Ⅳ）
- ⑤ 地域医療におけるニーズの理解やリサーチ・マインドの涵養などを促し、卒後キャリアの多様性への対応を可能にするための学修機会を充実させる。（Ⅴ, Ⅵ-1）
- ⑥ 医学や医療をグローバルな視点で捉える豊かな国際性を育てるための国際交流や海外研修の機会を充実させる。（Ⅵ-2）
- ⑦ 学生が自らの学修成果達成度を具体的かつ客観的に認識できる方法で成績評価とフィードバックを行い、適切な学修行動の継続を促す。（Ⅰ～Ⅶ）

（ ）内は、それぞれのカリキュラム・ポリシーが目的とする学修成果（アウトカム）のディプロマ・ポリシーにおける分類です。

【ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）】

本学所定の科目を履修して卒業に必要な単位を修得した上で、総合試験、共用試験および卒業試験に合格し、本学の教育理念である「患者やその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される医師」として活躍できる資質を有すると判断される者に卒業を許可します。

具体的には以下のような、それぞれ2要素からなる7分野の学修成果（アウトカム）が求められます。

I. 医学知識

- 1) 人体の構造と機能、種々の疾患の原因や病態などに関する正しい知識に基づいて臨床推論を行い、他者に説明することができる。
- 2) 種々の疾患の診断や治療、予防について原理や特徴を含めて理解し、他者に説明することができる。

II. 臨床能力

- 1) 卒後臨床研修において求められる診療技能を身に付け、正しく実践することができる。
- 2) 医療安全や感染防止に配慮した診療を実践することができる。

III. プロフェッショナリズム

- 1) 医師としての良識と倫理観を身に付け、患者やその家族に対して誠意と思いやりのある医療を実践することができる。
- 2) 医師としてのコミュニケーション能力と協調性を身に付け、患者やその家族、あるいは他の医療従事者と適切な人間関係を構築することができる。

IV. 能動的学修能力

- 1) 医師としての内発的モチベーションに基づいて自己研鑽や生涯学修に努めることができる。
- 2) 書籍や種々の資料、情報通信技術（ICT）などの利用法を理解し、自らの学修に活用することができる。

V. リサーチ・マインド

- 1) 最新の医学情報や医療技術に関心を持ち、専門的議論に参加することができる。
- 2) 自らも医学や医療の進歩に寄与しようとする意欲を持ち、実践することができる。

VI. 社会的視野

- 1) 保健医療行政の動向や医師に対する社会ニーズを理解し、自らの行動に反映させることができる。
- 2) 医学や医療をグローバルな視点で捉える国際性を身に付け、自らの行動に反映させることができる。

VII. 人間性

- 1) 医師に求められる幅広い教養を身に付け、他者との関係においてそれを活かすことができる。
- 2) 多様な価値観に対応できる豊かな人間性を身に付け、他者との関係においてそれを活かすことができる。

進級要件，卒業判定

① 履修の方法

<第1学年>

必修科目	26単位（35科目）
選択必修科目	25.5単位（39科目）のうち3単位（3科目）を修得すること。
自由選択科目	7.5単位（13科目）のうち3単位まで履修登録可能。

<第2学年>

必修科目	32.5単位（24科目）
自由選択科目	7単位（12科目）のうち3単位まで履修登録可能。

<第3学年>

必修科目	35単位（31科目）
自由選択科目	10.5単位（19科目）のうち3単位まで履修登録可能。

<第4学年>

必修科目	22単位（25科目）
自由選択科目	10.5単位（19科目）のうち3単位まで履修登録可能。

<第5学年>

必修科目	67.5単位（1科目）
自由選択科目	7単位（13科目）のうち3単位まで履修登録可能。

<第6学年>

必修科目	6.5単位（4科目）
自由選択科目	5単位（9科目）のうち1.5単位まで履修登録可能。

②進級判定及び卒業判定の方法

獨協医科大学医学部進級判定及び卒業判定に係る細則

平成29年4月1日 制定

改正 平成30年4月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、獨協医科大学（以下「本学」という。）医学部試験及び成績評価に関する規程第13条及び第15条の規定に基づき、本学医学部における進級判定及び卒業判定の方法について定める。

(進級判定及び卒業判定)

第2条 進級判定及び卒業判定は、本細則に定めるそれぞれの要件に基づき、医学部教務委員会及び医学部教授会の議を経て、学長が行う。

(第1学年進級要件)

第3条 次の第1号及び第2号の両方を満たした者を進級とする。

- (1) 第1学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目（自由選択科目を除く。以下同じ。）の平均点が原則として65点以上であること。
- 2 前項の条件を満たさない者を留年とする。
- 3 留年となった者は、第1学年の必修科目ならびに所定の選択必修科目をすべて再履修しなければならない。

(第2学年進級要件)

第4条 次の第1号から第3号のすべてを満たした者を進級とする。

- (1) 第2学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目の平均点が原則として65点以上であること。
- (3) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項を満たさないが、次の第1号から第4号をすべて満たした者を仮進級とする。
 - (1) 解剖学実習、組織学実習、脳実習、生化学実習、植物性機能生理学実習、神経生理学実習、微生物学実習、病理学総論実習の8科目すべてに合格すること。
 - (2) 不合格科目の合計単位数が3単位以下であること。
 - (3) 全科目の平均点が、原則として65点以上であること。
 - (4) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
- 3 前2項のいずれの条件も満たさない者を留年とする。
- 4 留年となった者は、第2学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。
- 5 仮進級の者は、第1学年時に修得できなかった科目の試験に合格しなければ、他の条件を満たしていても第3学年に進級も仮進級もできない。

(第3学年進級要件)

第5条 次の第1号から第3号のすべてを満たした者を進級とする。

- (1) 第3学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目の平均点が原則として65点以上であること。
- (3) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項を満たさないが、次の第1号から第4号をすべて満たした者を仮進級とする。
 - (1) 医動物学実習、病理学各論実習、薬理学実習、衛生学実習、アドバンストコミュニティヘルスインターンシップ（ACHI）の5科目に合格すること。
 - (2) 不合格科目の合計単位数が3単位以下であること。

- (3) 全科目の平均点が、原則として65点以上であること。
- (4) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
- 3 前2項のいずれの条件も満たさない者を留年とする。
- 4 留年となった者は、第3学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。
- 5 仮進級の者は、第2学年時に修得できなかった科目の試験に合格しなければ、他の条件を満たしていても第4学年に進級も仮進級もできない。

(第4学年進級要件)

第6条 次の第1号から第3号のすべてを満たした者を進級とする。

- (1) 第4学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目の平均点が原則として65点以上であること。
- (3) 共用試験（Computer Based Testing（以下「CBT」という。））、Objective Structured Clinical Examination（以下「OSCE」という。）の成績が、本学の定める当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項を満たさないが、次の第1号から第4号をすべて満たした者を仮進級とする。
- (1) 公衆衛生学実習、法医学実習の2科目に合格すること。
- (2) 不合格科目の合計単位数が3単位以下であること。
- (3) 全科目の平均点が、原則として65点以上であること。
- (4) 共用試験（CBT、OSCE）の成績が、本学の定める当該年度の合格基準に達していること。
- 3 前2項のいずれの条件も満たさない者を留年とする。
- 4 留年となった者は、第4学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。
- 5 仮進級の者は、第3学年時に修得できなかった科目の試験に合格しなければ、他の条件を満たしていても第5学年に進級も仮進級もできない。

(第5学年進級要件)

第7条 次の第1号から第3号のすべてを満たした者を進級とする。

- (1) 所定の必修科目に合格すること。
- (2) 臨床実習（Clinical Clerkship（以下「CC」という。））のすべての科に合格すること。
- (3) 第5学年において複数回実施する総合試験の成績を総合的に判定し、当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項第1号及び第3号を満たすが、臨床実習（CC）において不合格科目があった場合は、教務委員会が認めた場合に限り再実習の機会を与え、合格した場合は進級を認める。
- 3 前2項のいずれも満たさない者を留年とする。
- 4 留年となった場合は、原則として第5学年の課程をすべて再履修しなければならない。ただし、一部の履修を免除することがある。
- 5 仮進級の者は、第4学年時に修得できなかった科目の試験に合格しなければ、他の条件を満たしていても第6学年に進級できない。
- 6 本学が実施する海外研修は、臨床実習（CC）の一環として認定され、その間の臨床実習（CC）の履修は免除される。

(卒業要件)

第8条 次の第1号から第4号をすべて満たし、第2次卒業試験の成績が当該年度の合格基準に達している者を卒業とする。

- (1) Post-Clinical Clerkship OSCE（Post—CC OSCE）の成績が、本学の定める当該年度の合格基準に達していること。
- (2) 第6学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (3) 第6学年で履修すべき全ての科目のうち、臨床実習（Advanced Clinical Clerkship（以下「ACC」という。））を除いたものの定期試験全体を第1次卒業試験と定義し、第1次卒業試験の平均点が、原則として65点以上であること。

- (4) 第1次卒業試験の最終成績のGrade Point Average (G P A) が1.0以上であること。
- 2 前項第1号から第4号をすべて満たし、第3次卒業試験の成績が当該年度の合格基準に達している者を卒業とする。
- 3 前2項のいずれの条件も満たさない者を留年とする。留年となった場合は、第6学年の課程をすべて再履修しなければならない。
- ただし、再履修に際しては、一部の課程について履修方法を変更することがある。
- 4 仮進級の者は、第5学年時に修得できなかった科の臨床実習 (C C) に合格しなければ、卒業できない。
- 5 臨床実習 (A C C) で一部の学生が選択できる海外研修は、臨床実習 (A C C) の一環として評価の上判定される。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成28年 細則第5号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年 細則第2号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年 細則第11号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年 細則第2号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年 細則第3号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年 細則第2号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年 細則第 号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。